

日本鍛圧機械工業会の中小企業等経営強化法における経営力向上設備に係る仕様等証明について

【機械及び装置】生産性向上設備投資促進税制の証明書発行に際し、経済産業省からの証明書発行団体として認定されている業種は次のとおりです。標記の経営力向上設備証明書も同様となります。

一般社団法人 日本鍛圧機械工業会では以下の細目における用途(右欄の主な設備用途参照)に使用される鍛圧機械について先端設備の証明を行います。

番号	細目	証明書発行団体名
3	繊維工業用設備	日本鍛圧機械工業会 (不織物製造設備、その他の繊維製品製造設備)
5	家具又は装備品製造業用設備	日本鍛圧機械工業会
10	プラスチック製品製造業用設備 他の号に掲げるものを除く。	日本鍛圧機械工業会 (合成樹脂成形加工又は合成樹脂製品加工業用設備)
13	窯業又は土石製品製造業用設備	日本鍛圧機械工業会 (その他の炭素製品製造設備(その他の設備))
14	鉄鋼業用設備	日本鍛圧機械工業会 (鉄くず処理業用設備、鉄鋼鍛造業用設備、鉄鋼熱間圧延設備、鉄鋼冷間圧延又は鉄鋼冷間成形設備、鉄鋼伸線(引き抜きを含む。)設備及び鉄鋼卸売業用シャーリング設備並びに伸鉄又はシャーリング業用設備、その他の鉄鋼業用設備、鋼索製造設備、くぎ、リベット又はスプリング製造業用設備、溶接金網製造設備、電気錫めつき鉄板製造設備)
15	非鉄金属製造業用設備	日本鍛圧機械工業会 (鉄鋼伸線(引き抜きを含む。)設備及び鉄鋼卸売業用シャーリング設備並びに伸鉄又はシャーリング業用設備、非鉄金属圧延、押出又は伸線設備、電線又はケーブル製造設備)
16	金属製品製造業用設備	日本鍛圧機械工業会 (粉末冶金製品製造設備、鋼索製造設備、鎖製造設備、くぎ、リベット又はスプリング製造業用設備、ねじ製造業用設備、溶接金鋼製造設備、その他の金網又は針金製品製造設備、押出しチューブ又は自動組立方式による金属かん製造設備、その他の金属製容器製造設備、手工具又はのこぎり刃その他の刃物類(他の号に掲げるものを除く。)製造設備、農業用機具製造設備、金属製洋食器又はかみそり刃製造設備、金属製家具若しくは建具又は建築金物製造設備(めつき又はアルマイト加工設備、溶接設備、その他の設備)、鋼製構造物製造設備、プレス、釘抜き、しぼり出しその他の金属加工品製造業用設備(めつき又はアルマイト加工設備、その他の設備)、その他の金属製品製造設備、機械工具、金型又は治具製造業用設備、食品用、暖ちゆう房用、家庭用又はサービス用機器(電気機器を除く。)製造設備、その他の車両部分品又は附属品製造設備)
17	はん用機械器具製造業用設備 はん用性を有するもので、他の器具及び備品並びに機械及び装置に組み込み、又は取り付けることによりその用に供されるものをいう。	日本鍛圧機械工業会
18	生産用機械器具製造業用設備 物の生産の用に供されるもの	日本鍛圧機械工業会
19	業務用機械器具製造業用設備 業務用又はサービスの生産の用に供されるもの(これらのものであつて物の生産の用に供されるものを除く。)をいう。第17号、第21号及び第23号に掲げるものを除く。	日本鍛圧機械工業会
20	電子部品、デバイス又は電子回路製造業用設備	日本鍛圧機械工業会
21	電気機械器具製造業用設備	日本鍛圧機械工業会
22	情報通信機械器具製造業用設備	日本鍛圧機械工業会
23	輸送用機械器具製造業用設備	日本鍛圧機械工業会
24	その他の製造業用設備	日本鍛圧機械工業会
43	建築材料、鉱物又は金属材料等卸売業用設備	日本鍛圧機械工業会 (鉄鋼伸線(引き抜きを含む。)設備及び鉄鋼卸売業用シャーリング設備並びに伸鉄又はシャーリング業用設備、鉄くず処理業用設備)

(注)上表は平成20年改正前の減価償却資産の耐用年数等に関する省令における設備を例示列挙したものです。